

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年1月16日(火) 16時00分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者
委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1 番 今井 清弘 出席 欠席

2 番 福本 卓雄 出席 欠席

3 番 重森 陽 出席 欠席

4 番 永田 洋一 出席 欠席

5 番 川脇 幸子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席 欠席

7 番 山城 啓一 出席 欠席

8 番 岡野 保雄 出席 欠席

9 番 塩田 博史 出席 欠席

10 番 山本 泰弘 出席 欠席

11 番 驒重 寛和 出席 欠席

12 番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席 欠席

書記 谷 光一郎 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 田布施町農地利用最適化推進委員の委嘱について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員

小坂 竜一

署名委員

今井 清弘

議長 ただ今から、令和6年第1回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 田布施町農地利用最適化推進委員の委嘱について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3 をご覧ください。申請地は、役場より南東3.3kmに位置する第三種農地です。位置は3条-1で示しています。

譲受人は現在町外在住ですが、当該地取得後は、農地と併せて購入予定の住宅に住みながら耕作を行うとのことです。住宅については、申請書と併せて住宅の売買契約書の写しの提出があったことを確認しております。クワやカマ等の営農に必要な道具については購入予定とのことです。利用計画については、季節野菜の栽培ということで申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 畑を買って四季の野菜を作るということで、問題はありません。

重森委員 現在防草シートが張られており、特に問題はございません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南1.4kmに位置する第二種農地です。位置は3条-2で示しています。

譲受人は現在町外在住ですが、当該地取得後は、農地と併せて購入予定の住宅に住みながら耕作を行うとのことです。住宅については、申請書と併せて住宅の売買契約書の写しの提出があったことを確認しております。管理機、発動機、防除機等の営農に必要な機械については、譲渡人より同時に譲り受けるとのことで、利用計画については、季節野菜の栽培ということで申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 問題はありません。

重森委員 申請地は現在荒れております。譲受人さんは、機械の方は何を譲り受けるんですかね。

事務局 管理機と発動機と防除機ですね。

重森委員 発動機って何かね、エンジンだけかね。管理機だけじゃちょっと難しいと思うよ。

事務局 そちらについては確認しておきます。

重森委員 それに草刈り機やら無いと。これは家は近くですか。

事務局 家はですね、畑の奥の●●●●さんの家ですね。

重森委員 ああ、そうなんかね。ならいいけど。まあいずれにしても、ちょっと確認してもら方がいいでしょうね。

事務局 わかりました。

議長 はい、そういうことですね。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。まあ、この2件の3条はどちらもおそらく、空き家を購入して隣接の農地を作るといふことの申請かと思ひます。まあそういう意味じゃ、新しく住人が来るといふことで良いことなんですが、今重森委員からありましたように、買った方がいいが荒らすのではまずいので、その辺りはよくチェックをしていただけたらと思ひます。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願ひします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南西1.5kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願ひします。

塩田委員 申請地につきましては、今現在休耕田です。で、あの隣接の地権者に事業説明がされていますので、別に問題はありません。

南委員 あの実はですね、この地図の南側に水上のため池があったんです。で、2年くらい前に危険なため池といふことで、切開しました。ため池は全部なく

しまして、水利権がある方、6人くらいいらっしゃいましたが、それぞれ水利権を破棄していただきました。そういうことで、危険なため池をなくしたということで、現在田んぼとしても作れないような状況になっております。まあそういう意味でも、畑ではできますがそれではなかなか難しいということで、今回このような申請が出てきました。農地としては使いにくいということで、特に問題はないかなと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より東1kmに位置する第三種農地です。位置は5条-2で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、現在休耕田となっております。■■■建設の目の前の土地で、こちらも隣接している土地の地権者等に事業説明が済んでいるとのことですので、別に問題はありません。

南委員 私も問題ないと思っております。これの東側の方もずっと太陽光発電が出来ております。この水路に沿ってですね。そういうことで、問題ないと思

っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南2.1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。10ページ斜線部の水路については現状土で埋もれていますが掘って復旧させ、雨水についてはそちらに流すとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 ここは太陽光発電をやるということで、別に問題はありません。

重森委員 太陽光について▲▲の自治会長より相談がありまして、水をどうするのかという話が出たんですけれども、水道を奥に付けるということで業者と話がつきまして、問題ありません。

議長 この素掘りのところということかね。

重森委員 はい。

議長 分かりました。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、

議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11と12を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南西2.1kmに位置する第二種農地です。位置は5条-4で示しています。転用目的については、所有権移転で事業用駐車場です。譲受人の自己所有地だけでは駐車スペースが不足し、従業員に提供できていない状況から隣接する土地を駐車場にするためこの度申請がありました。なお、当該地は違反転用された状態であり、本案件は追認で申請する内容となります。また、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

岡野委員 申請地はですね、登記地目は田になっておりますけど、現状はもう原野みたいで、今事務局の方から説明がありましたけど、盛り土がされておまして、もう田んぼの体をなしておりません。で、まあ申請があったからだと思うんですが、現地は草が刈られておりました。周辺には農地とかもありませんので、全然問題ないと思います。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第2号4番

は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号5番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より東1kmに位置する第三種農地です。位置は5条-5で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。

譲受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なためこの度の申請に及んだとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 申請地は、周辺は宅地に囲まれている土地なので、転用しても何ら支障はございません。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号5番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号5番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 田布施町農地利用最適化推進委員の委嘱について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 先月総会終了後に農業委員さん及び事務局により田布施町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を行いました。本議案は評価委員会の評価を

基に次期推進委員の委嘱について同意を求めるものとなります。別紙に評価委員会の結果及び意見の進達書を載せていますのでご確認ください。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり決定致しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。(協議終了)

本日の日程は全て終了しました。令和6年第1回田布施町農業委員会総会を閉会します。